

文部科学省共済組合東北大学支部 組合員・被扶養者の皆様へ

組合員証等の有効期限終了について

お手元の共済組合員証・被扶養者証は
令和7(2025)年12月2日から使用できません

■__組合員証・被扶養者証の有効期限は令和7年12月1日まで

これまでお渡ししていた組合員証・被扶養者証は、令和7年12月1日まで使用可能です。それ以降は、医療機関の受診等でお使いいただくことはできません。

今後はマイナ保険証もしくは資格確認書をお使いください。

※有効期限切れとなった組合員証・被扶養者証の回収は行いません。クレジットカード等と同様に、細断するなどして使用・読取できない状態にして、各自廃棄してください。

※高齢受給者証などは今後もご利用いただきます。破棄せず、引き続きお持ちください。

※有効期限である令和7年12月1日までに退職する・扶養から抜ける場合は、これまで同様に組合員証・被扶養者証を回収しますので、廃棄せずに所属部局の共済担当係に返納してください。

■__マイナ保険証をご利用ください

マイナンバーカードを健康保険証として利用登録した方は、マイナンバーカードを使って医療機関等を受診できます。令和7年12月2日以降はマイナンバーカードを持って、医療機関等を受診してください。

■__マイナ保険証をお持ちでない方へ資格確認書をお渡しします

マイナンバーカードを持っていない・マイナ保険証の利用登録をしていないなどにより、マイナ保険証をお持ちでない方へは資格確認書をお渡しします。令和7年12月2日以降は資格確認書を持って、医療機関等を受診してください。

お渡しについては11月下旬からを予定しておりますが、詳細は所属部局共済担当係からのお知らせをお待ちください。

※共済組合にてマイナ保険証の利用登録完了が確認できる方には、今回の資格確認書は交付されません。引き続きマイナ保険証をご利用ください。なお、「念のため所持したい」といった理由での交付はしていません。

※すでに共済組合から資格確認書を交付されている方は、引き続きお手元の資格確認書をご利用ください。

■__マイナ保険証とは

マイナ保険証とは「健康保険証としての利用登録をしたマイナンバーカード」のことです。

以下のような方は、マイナ保険証の保有者ではありません。

- ▲マイナンバーカードを保有していない方
- ▲マイナンバーカードを保有しているが、健康保険証としての利用登録をしていない方
- ▲マイナンバーカードの電子証明書の有効期限が切れ、一定期間経過した方
- ▲共済組合にマイナンバーの届け出をしていない方

■__マイナ保険証の利用登録をしているか、マイナポータルにてご確認ください

マイナ保険証の利用登録が完了しているか不明な場合は、以下の方法で確認してください。

- 手順1: スマートフォンとマイナンバーカード、「マイナポータル」アプリをご用意ください。
手順2: スマートフォンから「マイナポータル」アプリにログインしてください。
手順3: ホームタブにある「健康保険証」を押してください。
手順4: 「未登録」または「登録済み」と表示されます。ご自身の登録状況を確認してください。

※マイナ保険証の利用登録は、マイナポータルや、セブン銀行ATMでも行えます。医療機関・薬局の窓口にある顔認証付きカードリーダーにてその場で利用登録をすることも可能です。

■__マイナンバーカード等のご不明点は、マイナンバー総合フリーダイヤルへ

マイナンバー総合フリーダイヤル

電 話 : 0120-95-0178

受付時間: 平日 9:30~20:00/土日祝 9:30~17:30

■__共済組合についてのご不明点は、所属部局の共済担当係へ

本人（組合員） 平成24年10月1日交付

文部科学省共済組合 組合員証

ここを確認!

氏名 共済 一郎 性別 男
生年月日 昭和40年12月31日
資格取得年月日 昭和63年10月10日

発行機関所在地 東京都〇〇〇〇〇〇〇丁目〇番〇号

保険者番号 31130000
名称 文部科学省共済組合
〇〇〇〇〇〇〇〇〇支部長

印

組合員証	左上に「組合員証」と記載された黄色いプラスチックカード型
被扶養者証	左上に「被扶養者証」と記載された黄色いプラスチックカード型
資格確認書	左上に「資格確認書」と記載された黄色いプラスチックカード型
資格情報のお知らせ	上部に「資格情報のお知らせ」と記載されたA4紙型